

岡山県外で定期の予防接種を受ける場合について（B類）

岡山県外で定期予防接種をする場合は、接種を行う市町村（又は医療機関）に対して、赤磐市が発行する「予防接種実施依頼書」が必要となります。

「予防接種実施依頼書」とは、接種を行う市町村（医療機関）に対して、予防接種による健康被害が起こった場合に、赤磐市が健康被害に対する給付を行うという内容のものです。

また、接種費用の一部または全額の払い戻しができます。

払い戻しを受けるためには、予防接種を受ける前と受けた後の合計2回の申請が必要です。予防接種を受ける前に申請をされていない場合は払い戻しを受けることができませんのでご注意ください。

※払い戻しができるのは、令和4年4月1日以降に接種した定期予防接種に限ります。

■対象者■

施設入居者や主治医が県外にいるなど、やむを得ない理由により岡山県外の医療機関で予防接種を希望する人

■対象となる予防接種■

高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ

■申請の流れ■

裏面をご覧ください

申請の流れ

接種前

【申請者】

健康増進課へ「予防接種依頼書交付申請書」を提出。

【赤磐市】

「予防接種実施依頼書」を作成。申請者のご自宅に送付。（1週間程度かかります）

【申請者】

「予防接種依頼書」を医療機関等へ持参して接種を受ける。

※接種費用は一旦全額自己負担し、領収書をもらってください。

※接種の証明として、接種後の予診票ももらってください。

接種後

【申請者】

予防接種料金給付申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要書類を添えて健康増進課に申請。

（添付書類）

- 領収書（接種者氏名、接種したワクチンごとの金額の記載があるもの）
- 接種後の予診票

（その他申請に必要なもの）

- 口座振り込みになりますので、銀行名、口座番号等がわかるもの
- 印鑑

【赤磐市】

申請内容を審査後、指定された口座へ入金